

羽村市電気自動車用急速充電設備等 導入事業公募型プロポーザル仕様書

令和8年3月

産業環境部環境政策課

1 目的

羽村市（以下「市」という。）は令和6年2月に「羽村市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現を目指している。

その取組の一つとして、電気自動車（以下「EV」という。）の普及に寄与するため、市が所有する施設にEV用急速充電設備等を設置する事業者（以下「事業者」という。）の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その仕様を定める。

2 事業概要

(1) 事業の名称

羽村市電気自動車用急速充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の内容

事業者は市が所有する施設の駐車場の一部を活用し、事業者の自己資本によりEV急速充電設備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。EV充電設備等の所有権は事業者が有する。

市は、所有する施設の駐車場の一部を事業者に貸付け、EV充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可する。

(3) 事業の期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して5年間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。

(4) 行政財産の使用料

EV充電設備等を設置する用地に係る使用料については、羽村市行政財産使用料条例（平成12年3月31日条例第31号）の規定に基づき、徴収するものとする。

3 EV充電設備等を設置する施設

別図のとおり（羽村市役所駐車場（羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1））

4 本事業の実施期間

(1) 利用開始時期

EV充電設備等の利用を開始する時期は、契約締結から9月以内を基本とし、市と事業者の協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して5年間とし、事業期間中は事業者の責任においてEV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。

なお、事業の期間終了後の取扱いについては、双方の協議によるものとする。

5 本事業の実施に伴う条件等

- (1) E V充電設備の規格は原則CHAdeMO方式とすること。
- (2) 設置するE V充電設備等は一口タイプのものとし、充電スペースは充電車両の駐車場所を含めて別図内（約24㎡）に収めること。また、事業者は、来庁者の駐車場利用状況等を十分に考慮の上、E V充電設備等の規格を提案すること。
- (3) E V充電設備等の利用により生じた電気料金を負担すること。
- (4) E V充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、E V充電設備等の運用に関する一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。
- (5) E V充電設備等に係る各種手続に要する費用は事業者の負担とする。
- (6) E V充電設備等を設置する別図のエリアには、羽村市が実施しているAZEMSプロジェクトの設備の一部である急速充電設備（以下「既存設備」という。）が設置されている。本事業のE V充電設備等の設置にあたっては、既存設備の撤去を事業者において実施すること。

なお、既存設備のうちAZEMSプロジェクトの電気系統などからの切り離し作業については、AZEMSプロジェクトの施工者であるJFEテクノス株式会社に発注すること。

（連絡先：JFEテクノス株式会社 TEL：045-505-6574 担当者 石川 ）

- (7) 本事業を実施するに当たり、事業者が市との間に取り交わす協定及び契約に定める義務を履行しない場合には、協定及び契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復を行うものとする（本事業において撤去した既存設備は除く）。
- (8) 事業者は、E V充電設備等の運用開始後に事故や障害等が発生した場合は、速やかに市に連絡をした上で対応し、その内容及び結果を市に報告しなければならない。また、利用者から事故等の連絡を受けた場合も同様とする。
- (9) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やE V充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項（契約書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (10) 庁舎の管理上利用できない日があるため（庁舎避難訓練等）、担当課と協議すること。
- (11) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (12) 本事業の実施に当たっては、別に市と契約を結ぶものとする。